

熊本地震の対応に関する総評(熊本県)

平成28年8月30日

熊本県

熊本地震の対応に関する総評(熊本県)

評価できる事項

課題

<基本的な考え方> 遠慮し、他を排除する行政文化を打破し、ひるまず支援を依頼、応援職員の派遣を要請(3倍の法則)
～空振りには許されるが、見逃しは許されない～

1) 大規模地震における自治体支援のあり方

◎熊本と縁のある国幹部が中心となり 現地対策本部で速やかに意思決定

- ・ 国、県の幹部職員会議による現地での迅速な意思決定。
- ・ 自衛隊、消防等とも顔の見える関係を構築。



国・県合同対策本部会議

◎県幹部職員及びL O (情報連絡員)の市町村派遣

- ・ 部長級をはじめとする県職員の現地派遣により、被災市町村の情報を収集。

◎カウンターパート方式(知事会)

- ・ 大分県(九州知事会事務局)を窓口とした派遣調整及びカウンターパート方式の採用により、職員派遣を効率的・迅速に実施。

●応援体制

- ・ 自己完結の準備をしていない応援職員が一部存在。
- ・ 被災の程度(自治体機能の低下)に合わせた支援が必要。
- ・ 現地の把握、業務の知識が不十分な応援職員が一部存在。

●受援体制

- ・ 県、市町村で応援職員の受入れ、活用体制(BCP等)が不十分。

●マスコミ、研究機関、各省庁等から個別の照会・問い合わせ

- ・ 情報発信の方法や照会等に対応する専門の部署、スポークスマンの設置がなく災害対応に支障。

2) 避難生活を改善するための措置

<基本的な考え方> 状況の変化を先取りした対応により、被災者の痛みや不満を和らげる
～発災直後から復旧・復興も見据えて行動～

◎医療・福祉・保健による被災者のケア

- ・ 各機関が避難所を巡回し、健康指導を行うなど、避難者ケアの実現。

◎自衛隊と連携し速やかに生活支援活動を開始

- ・ 食事や風呂の提供を実施。
- ・ 災害がれきを撤去し、円滑な道路啓開等を実施。

◎避難所における生活環境の改善

- ・ 市町村やNPO等と連携して実態調査を行い、間仕切りや段ボールベッド設置。

◎国と連携した空調設備、家電の配置

- ・ 国と連携して大型空調設備や冷蔵庫、洗濯機などを配置。

●避難者全体の把握(車中泊・市町村の指定する避難所以外)

- ・ 指定避難所の駐車場以外における車中泊の実態の把握が困難。
- ・ その他、テント泊・軒先避難者等の把握が困難。

●避難行動要支援者への対応

- ・ 庁舎の被災等により、避難行動要支援者名簿の活用が困難。
- ・ 発災当初、施設自体の被災等により開設できない福祉避難所が存在。
- ・ 支援者の被災などにより、避難行動要支援者の避難誘導が不十分。

●避難所の運営

- ・ 避難所マニュアルがない、又は活用されていない避難所が一部存在。
- ・ 避難者による自主運営への切り替えができない避難所が一部存在。

●災害救助法の運用が現場と乖離

- ・ 避難所運営の経費等について、その都度、救助法適用の可否等の国への協議が必要であったため、臨機応変の対応が困難。

熊本地震の対応に関する総評(熊本県)

評価できる事項

課題

<基本的な考え方> 痛みを最小化し、少しでも安らぎを感じていただくための住まいの支援
～迅速性と住環境の質の両立～

◎痛みを最小化するための熊本型仮設住宅の実現

- (1) 県産材を使い、「あたたかさ」と「ゆとり」ある応急仮設住宅の標準プラン(仕様・図面)の事前策定。敷地面積、隣棟間隔を1.5倍に。
- (2) 木造集会所「みんなの家」、住棟間の小路(コミュニティ動線)の配置、ペットとの同居を可能にする等により入居者の孤立化を防止。

◎「補修型みなし応急仮設住宅」に係る補修費(入居時修繕負担金)支援の導入で8,000戸以上確保

◎行政による災害廃棄物の処理支援

- 市町村による家屋解体を迅速に行うため、県内団体の協力により解体事業者約500班体制のスキームを構築。

●被害認定調査に多大な人員や時間が必要

- 国の指針が複雑で調査に多くの時間を要した。
- 住家被害件数が膨大で、調査人員が絶対的に不足。

●被害認定において行政と保険会社等がそれぞれ調査を行い県民が混乱

- 「応急危険度判定調査」、「家屋被害認定調査」、「地震保険の損害認定調査」の基準が異なるため、県民の混乱が発生。

●(みなし)応急仮設住宅の必要戸数の把握等

- 入居条件の拡充で多くの被災者が救済されたが、市町村から追加の建設要請が続き、全体戸数の把握が困難。
- 事前の仮設住宅建設用地の選定をしていない、又は建設用地の被災により、応急仮設住宅の建設に遅れが一部発生。



応急危険度判定調査

3) 応急的な住まいの確保

<基本的な考え方> 被災者に安心感を与えるための迅速かつ十分な物資支援

◎(初期段階)国によるプッシュ型支援

- 発災地の要請を待つことなく、国が物資を送り込むことにより、初期段階での水・食料等の主要物資を確保、県民の安心感の向上に寄与。

◎コンビニ・スーパーの早期再開

◎タブレットを活用したニーズの把握

- 避難所ごとのニーズをリアルタイムで把握。

◎国・石油業界の尽力による燃料不足の早期解消

◎民間企業・NPO等による避難所各所への物資運搬の実施

- 当初、ラストワンマイル問題が発生したが、市町村の物流拠点から先の輸送も実施。

●物資の発注・輸送等の全体状況の把握

- 国、県、市町村等における指揮系統、役割分担、情報の共有化が困難。

●物資の必要量の把握

- 市町村における物資の必要量の把握が困難。

●必要な場所へ必要な物資の輸送

- 国・県とも運搬状況が把握できず混乱。
- 指定避難所以外の避難所では物資が届かないところも存在。
- 災害救助法では現物支給が原則で、営業を再開した店舗を活用した物資提供が困難。

●物資拠点や道路が被災

- 物資拠点や道路が被災し、輸送に多大な時間を要した。



益城町総合体育館物資集積所

4) 物資支援のあり方

熊本地震の対応に関する総評(熊本県)

評価できる事項

課題

- <基本的な考え方> ○100%の想定や備えは難しく、あらゆる災害や事態への柔軟な対応力の育成・強化
○インフラの多重性(リダンダンシー)の確保と応援、受援体制の強化

◎県独自の広域防災拠点構想の取組み

- ・「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、阿蘇くまもと空港の隣接地に防災駐機場を整備(平成26年1月)。
- ・同構想で整備した防災駐機場が、発災後他県等からの応援ヘリ延べ150機の受入れに活用し効果を発揮。

◎関係機関による迅速な救助活動

- ・自衛隊、消防、警察等との関係機関との顔の見える関係の構築により救助活動が迅速に行われ、約1700名を救助。

◎災害協定に基づく迅速な救助活動等

- ・県との災害協定に基づく、熊本県建設業協会等による重機提供や、行方不明者の搜索活動等。

◎ライフラインの早期復旧

- ・電気・ガス・水道について、全国規模の支援体制が整備されており、早期復旧(電力:4/20、ガス:4/30、水道:99%復旧(5/8時点))。

●インフラの多重性(リダンダンシー)の確保

- ・幹線道路や緊急輸送道路の被災により、救急・救援、復旧活動等に支障が発生。

●過去の大災害の教訓の活用

- ・東日本大震災の教訓を踏まえて作成した物資集積所の運営マニュアルが、関係機関へ十分に浸透する前に発災。
- ・物資集積所自体が被災しており、代替施設の確保等もできていなかった。
- ・市町村庁舎が被災し機能が低下。天井落下などにより、一部の公共施設が使用不能。
- ・フェーズに応じた被災者に対する情報提供が十分でない場面の存在。



阿蘇大橋付近の被災状況

●あらゆる災害や事態への対応力

- ・震度7の地震が立て続けに起こったことによる対応の混乱。
- ・特に本震後は、救出・救助の要請と生活支援の要請が同時に発生。

5) 大規模地震を想定した事前の備え

- <基本的な考え方> ○災害はいつでもどこでも発生し得るとの考えのもと、自助・共助の文化を醸成
○災害時に活かされる地域の絆・ネットワークの再構築

◎地域の消防団や自主防災組織等の活動(奇跡の集落)

- ・地域のつながりが強いところ等を中心に、安否確認や救助、避難所運営を行う消防団や自主防災組織等が存在。

◎店舗による在庫物資の無料配布

◎地域の人達による炊き出し活動

◎車中泊等自ら身を守る行動

●個人の備え(最低3日分の備え)

- ・県民の災害に対する備え(個人の食糧備蓄等)が不十分。
- ・県民が災害に備えるための啓発活動が不十分。

●避難所運営を行政に過度に依存

- ・地元自治会等による避難所運営をされているところも見られたが、多くの避難所で行政による運営が行われ、行政が他にすべき業務に支障。



物資配布を待つ被災者(グランメッセ熊本)

●地震保険の低い加入率

- ・地震保険の加入率が低く、その後の生活再建に支障が生じたため、国民で広く痛みを共有し、被災者の痛みを最小化するための仕組みとして、地震保険制度の義務化等検討が必要ではないか。

6) 大規模地震における自助・共助のあり方